



宮 崎 県 公 報

平成29年12月28日 (木曜日) 第 2958 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

規 則

○県立こども療育センターにおいて実施する障害福祉サービス等に係る使用料に関する規則の一部を改正する規則…………… (障がい福祉課) 1

告 示

- 公の施設の指定管理者の指定…………… (蛭・鱒・敷纏課) 2
- 公の施設の指定管理者の指定…………… (総務課) 2
- 生活保護法に基づく医療機関の指定…………… (福祉保健課) 2
- 生活保護法に基づく指定医療機関の名称の変更 (“) 2
- 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出 (“) 2
- 生活保護法に基づく指定施術者の廃止の届出… (“) 2
- 公の施設の指定管理者の指定…………… (“) 3
- 救急診療所の認定…………… (医療薬務課) 3
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (長寿介護課) 3
- 指定居宅介護支援事業者の指定…………… (“) 3
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (“) 4
- 指定居宅介護支援事業の廃止…………… (“) 4
- 指定介護予防サービス事業の廃止…………… (“) 4
- 公の施設の指定管理者の指定 (2件) …… (障がい福祉課) 5
- 有害興行の指定…………… (こども家庭課) 5

頁

- 公の施設の指定管理者の指定 (3件) …… (環境森林課) 5
- 公の施設の指定管理者の指定…………… (森林経営課) 6
- 公の施設の指定管理者の指定…………… (農業経営支援課) 6
- 道路の区域の変更…………… (道路保全課) 6
- 公の施設の指定管理者の指定 (3件) …… (都市計画課) 6
- 指定構造計算適合性判定機関の変更の届出… (建築住宅課) 7

公 告

- 大規模小売店舗の新設に関する届出…………… (商工政策課) 7
- 大規模小売店舗の変更に関する届出 (2件) … (“) 8

労働委員会告示

- 宮崎県労働委員会のあっせん員候補者の氏名、
 履歴等の公示……………10

選挙管理委員会告示

- 政党その他の政治団体の設立、異動及び解散の
 届出……………11
- 資金管理団体の届出事項の異動及び資金管理団
 体でなくなった旨の届出……………12
- 不在者投票のできる施設の指定……………13

内水面漁場管理委員会指示

- 漁業法に基づく指示……………13

正 誤

- 平成29年12月18日付け県公報 (第2955号) 中……………15

規 則

県立こども療育センターにおいて実施する障害福祉サービス等に係る使用料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成29年12月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第52号

県立こども療育センターにおいて実施する障害福祉サービス等に係る使用料に関する規則の一部を改正する規則

県立こども療育センターにおいて実施する障害福祉サービス等に係る使用料に関する規則 (平成15年宮崎県規則第37号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(障害児入所支援に係る入所特定費用の額)	(障害児入所支援に係る入所特定費用の額)
第4条 条例第4条第4項の規則で定める入所特定費用の額は、児童福祉法施行規則第25条の2各号に掲げる費用に相当する額の合計額とする。	第4条 条例第4条第4項の規則で定める入所特定費用の額は、児童福祉法施行規則第25条各号に掲げる費用に相当する額の合計額とする。
(使用料の減免)	(使用料の減免)
第5条 知事は、生活介護及び短期入所に係る支給決定障害者等 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第21項に規定する支給決定障害者等をいう。)、障害児通所支援に係る通所給付決定保護者 (児童福祉法第6条の2の2第8項に規定する通所給付決定保護者をいう。以下同じ。)) 又は障害	第5条 知事は、生活介護及び短期入所に係る支給決定障害者等 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第23項に規定する支給決定障害者等をいう。)、障害児通所支援に係る通所給付決定保護者 (児童福祉法第6条の2の2第9項に規定する通所給付決定保護者をいう。以下同じ。)) 又は障害

児入所支援に係る入所給付決定保護者（同法第24条の3第6項に規定する入所給付決定保護者をいう。以下同じ。）が災害その他やむを得ない理由により、使用料を納入することが困難であると認めるときは、当該使用料の額を減額し、又は免除することができる。

2 [略]

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、公布の日から施行する。

告 示

宮崎県告示第 699号

公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）第10条の2第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成29年12月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
宮崎県男女共同参画センター
- 2 指定管理者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人みやざき男女共同参画推進機構
理事長 松岡優子
宮崎市宮田町3番46号
- 3 指定の期間
平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

宮崎県告示第 700号

公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）第10条の2第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成29年12月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
宮崎県東京学生寮
- 2 指定管理者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
ジャパンプロテクション株式会社
代表取締役 高山弘憲
東京都千代田区二番町5番7号
- 3 指定の期間
平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

宮崎県告示第 701号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成29年12月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
いき形成外科ひふ科クリニック	都城市年見町24号5番地	平成29年12月1日

児入所支援に係る入所給付決定保護者（同法第24条の3第6項に規定する入所給付決定保護者をいう。以下同じ。）が災害その他やむを得ない理由により、使用料を納入することが困難であると認めるときは、当該使用料の額を減額し、又は免除することができる。

2 [略]

宮崎県告示第 702号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成29年12月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 届出をした指定医療機関の名称及び所在地

名 称	所 在 地
医療法人社団慶城会	日向市塩見 11662番地1

- 2 届出事項

指定医療機関の名称		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
たきい歯科診療所	たきい歯科クリニック	平成29年11月1日

宮崎県告示第 703号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成29年12月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
いき形成外科ひふ科クリニック	都城市年見町24号5番地	平成29年11月30日

宮崎県告示第 704号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされた場合を含む。）の規定により、指定施術者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成29年12月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
前田 浩幸 (青龍堂はり灸整骨院)	東諸県郡国富町大字木脇 298-1	平成29年11月21日
田中 秀幸 (にこにこ整骨院)	都城市花繰町14-5あいらんど花繰A棟1F	平成29年11月30日

宮崎県告示第 705号

公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）第10条の2第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成29年12月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
宮崎県福祉総合センター
県立母子・父子福祉センター
- 2 指定管理者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
株式会社文化コーポレーション
代表取締役 齊 藤 幹 生
宮崎市生目台西3丁目4番地2
- 3 指定の期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

宮崎県告示第 706号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院等と認定した。

平成29年12月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
医療法人将優会クリニックうしたに	宮崎市大字恒久字西原5065番地

2 救急病院等の認定の有効期間

平成30年1月1日から平成32年12月31日まで

宮崎県告示第 707号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

平成29年12月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者		指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地		
4570204166	ショートステイわかば	宮崎県都城市上長飯町2664番地	社会福祉法人大淀福祉会	宮崎県都城市上長飯町2687番地1	平成29年11月1日	短期入所生活介護
4570700528	ホームヘルプサービスあゆむ	宮崎県串間市寺里1丁目6番地9	株式会社あゆむ	宮崎県串間市西方2647番地1	平成29年11月1日	訪問介護
4572001792	ヘルパーステーション都農	宮崎県児湯郡都農町川北4914番地2	株式会社フレンズ企画	宮崎県児湯郡都農町川北4914番地2	平成29年11月1日	訪問介護
4570601346	介護老人保健施設メディケア盛年館訪問リハビリテーション事業所	宮崎県日向市向江町一丁目196番地2	医療法人誠和会	宮崎県日向市向江町一丁目196番地1	平成29年11月21日	訪問リハビリテーション

宮崎県告示第 708号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者の指定をした。

平成29年12月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 居 宅 介 護 支 援 事 業 所		指 定 居 宅 介 護 支 援 者		指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地		
4570204158	よかところ鷹尾	宮崎県都城市鷹尾一丁目25街区61号	株式会社F&Kウェルフェアサービス	宮崎県都城市鷹尾一丁目25街区61号	平成29年11月1日	居宅介護支援
4570401390	CareSupport ほほえみの里	宮崎県日南市東弁分乙2153	合同会社 ほほえみの里	宮崎県日南市酒谷乙7343番地1	平成29年11月1日	居宅介護支援
4570501017	居宅介護支援事業所 つくりて	宮崎県小林市水流迫 229番地7	株式会社ジブンゴトラボ	宮崎県小林市水流迫 229番地7	平成29年11月1日	居宅介護支援

4571901034	夢の杜居宅介護支援事業所	宮崎県東諸県郡綾町北保 385番地 1 綾ハウスC	医療法人友愛会	宮崎県小林市野尻町東麓1170番地	平成29年11月1日	居宅介護支援
------------	--------------	---------------------------	---------	-------------------	------------	--------

宮崎県告示第 709号

介護保険法（平成9年法律第 123号）第53条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定をした。

平成29年12月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介護保険事業所番号	指定介護予防サービス事業所		指定介護予防サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570204166	ショートステイわかば	宮崎県都城市上長飯町2664番地	社会福祉法人大淀福祉会	宮崎県都城市上長飯町2687番地 1	平成29年11月1日	介護予防短期入所生活介護
4570700528	ホームヘルプサービスあゆむ	宮崎県串間市寺里1丁目6番地9	株式会社あゆむ	宮崎県串間市西方2647番地 1	平成29年11月1日	介護予防訪問介護
4572001792	ヘルパーステーション都農	宮崎県児湯郡都農町川北4914番地 2	株式会社フレンズ企画	宮崎県児湯郡都農町川北4914番地 2	平成29年11月1日	介護予防訪問介護
4570601346	介護老人保健施設メディアケア盛年館訪問リハビリテーション事業所	宮崎県日向市向江町一丁目 196番地 2	医療法人誠和会	宮崎県日向市向江町一丁目 196番地 1	平成29年11月21日	介護予防訪問リハビリテーション

宮崎県告示第 710号

介護保険法（平成9年法律第 123号）第82条第 2 項の規定により、指定居宅介護支援事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成29年12月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介護保険事業所番号	指定居宅介護支援事業		指定居宅介護支援者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570302572	居宅介護支援事業所 すみれ	宮崎県延岡市下伊形町5972-1	株式会社ウエスティンコーポレーション	大分県宇佐市上時枝1205番地の52	平成29年11月30日	居宅介護支援

宮崎県告示第 711号

介護保険法（平成9年法律第 123号）第 115条の 5 第 2 項の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成29年12月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介護保険事業所番号	指定介護予防サービス事業所		指定介護予防サービス事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570202368	デイサービスさんさん	宮崎県都城市久保原町 4 街区43号	株式会社子供未来研究所	宮崎県都城市久保原町 4 街区43号	平成29年11月1日	介護予防通所介護
4570800500	デイサービスひなた	宮崎県西都市下三財1548番地	合同会社生活設計	宮崎県西都市下三財1548番地	平成29年11月3日	介護予防通所介護

4570201543	なごみ苑	宮崎県都城市上長飯町7-12-2	有限会社なごみ苑	宮崎県都城市上長飯町7-12-2	平成29年11月30日	介護予防通所介護
4570400913	デイサービスほほえみの里	宮崎県日南市大字酒谷乙7343-1	合同会社ほほえみの里	宮崎県日南市大字酒谷乙7343-1	平成29年11月30日	介護予防通所介護
4572101089	デイサービスあくた門川店	宮崎県東臼杵郡門川町西栄町4丁目20番地	株式会社きずな	宮崎県東臼杵郡門川町西栄町4丁目20番地	平成29年11月30日	介護予防通所介護

宮崎県告示第 712号

公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）第10条の2第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成29年12月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
県立視覚障害者センター
- 2 指定管理者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
公益財団法人宮崎県視覚障害者福祉協会
理事長 小島 義久
宮崎市江平西2丁目1番20号
- 3 指定の期間
平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

宮崎県告示第 713号

公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）第10条の2第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成29年12月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
県立聴覚障害者センター
- 2 指定管理者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
社会福祉法人宮崎県聴覚障害者協会
理事長 松浦 邦晴
宮崎市江平西2丁目1番20号
- 3 指定の期間
平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

宮崎県告示第 714号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例（昭和52年宮崎県条例第27号）第14条第1項の規定により、青少年に有害な興行として次のものを指定した。

平成29年12月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

指定番号	種類	題 名	製作・配給会社名	指定年月日
29年-47	映画	痴漢電車 変態の夢と現実	山崎組 ＜オーピー映画＞	平成29年12月20日
29年-48	映画	あゝ、荒野 後編 [R18+バージョン]	スターサンズ、テレビマンユニオン ＜スターサンズ＞	
29年-49	映画	あゝ、荒野 前編 [R18+バージョン]	スターサンズ、テレビマンユニオン ＜スターサンズ＞	
29年-50	映画	スベルマダー 嵐を呼ぶエクスタシー	国沢組 ＜オーピー映画＞	
29年-51	映画	娼年	ホリプロ、ハピネット、集英社 ＜ファントム・フィルム＞	
29年-52	映画	痴漢電車 淫らな手ほどき	友松組 ＜新東宝映画＞	
29年-53	映画	スキャンダル (原題) UNTOLD SCANDAL	ハーク (韓国)	
29年-54	映画	エンドレス・ポエトリー (原題) POESIA SINFIN(ENDLESS POETRY)	アップリンク (フランス、チリ、日本)	
指定理由	内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。			

宮崎県告示第 715号

公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）第10条の2第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成29年12月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
宮崎県諸県県有林共に学ぶ森
- 2 指定管理者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
公益社団法人宮崎県森林林業協会
会長 黒木 由典
宮崎市別府町3番1号

3 指定の期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

宮崎県告示第 716号

公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）第10条の2第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成29年12月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森
- 2 指定管理者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
公益社団法人宮崎県森林林業協会
会長 黒木由典
宮崎市別府町3番1号
- 3 指定の期間
平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

宮崎県告示第 717号

公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）第10条の2第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成29年12月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
宮崎県川南遊学の森
- 2 指定管理者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
公益社団法人宮崎県緑化推進機構
理事長 谷口義信
宮崎市宮田町10番28号
- 3 指定の期間
平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

宮崎県告示第 718号

公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）第10条の2第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成29年12月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
宮崎県林業技術センター（研修寮、森の科学館、体験の森、森林植物園及び親水広場に限る。）
- 2 指定管理者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
公益社団法人宮崎県森林林業協会
会長 黒木由典
宮崎市別府町3番1号
- 3 指定の期間
平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

宮崎県告示第 719号

公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）第10条の2第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成29年12月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
県立農業大学校（農業総合研修センターに限る。）
宮崎県農業科学公園

- 2 指定管理者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
学校法人宮崎総合学院

理事長 川越宏樹
宮崎市老松1丁目3番7号

3 指定の期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

宮崎県告示第 720号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成29年12月28日から平成30年1月11日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年12月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員の別 (メートル)	延長 (メートル)
	国道	国道21号	都城市高崎町大牟田字新田1233番8地先から同市同町大牟田同字6166番地先まで	旧	10.9～37.7	410.0
				新	17.1～37.7	410.0

宮崎県告示第 721号

公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）第10条の2第3項及び都市公園条例（昭和39年宮崎県条例第24号）第15条の3第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成29年12月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
県立青島亜熱帯植物園
宮崎県総合運動公園（都市公園条例第9条第1項に規定する有料公園施設を除く。）
- 2 指定管理者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
一般財団法人みやざき公園協会
理事長 吉田晋弥
宮崎市鶴島2丁目10番25号
- 3 指定の期間
平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

宮崎県告示第 722号

都市公園条例（昭和39年宮崎県条例第24号）第15条の3第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成29年12月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
県立平和台公園
宮崎県総合文化公園
- 2 指定管理者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

株式会社馬原造園建設
代表取締役 小 川 次 郎
宮崎市大字瓜生野字垂門3711番地

3 指定の期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

宮崎県告示第 723号

都市公園条例（昭和39年宮崎県条例第24号）第15条の3第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成29年12月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

特別史跡公園西都原古墳群

2 指定管理者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

一般財団法人みやざき公園協会

理事長 吉 田 晋 弥

宮崎市鶴島2丁目10番25号

3 指定の期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

宮崎県告示第 724号

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第77条の35の8第2項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり変更の届出があった。

平成29年12月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 届出者の名称

株式会社建築構造センター

2 変更後の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の名称及び所在地

名 称	所 在 地
株式会社建築構造センター本社	東京都新宿区新宿1丁目8番1号 大橋御苑駅ビル6階
株式会社建築構造センター東北事務所	宮城県仙台市青葉区本町2丁目10番28号 カメイ仙台グリーンシティ3階
株式会社建築構造センター福島事務所	福島県郡山市中町11番5号 やまのいビル1003号室
株式会社建築構造センター埼玉事務所	埼玉県さいたま市浦和区高砂2丁目2番3号 さいたま浦和ビルディング3階
株式会社建築構造センター千葉事務所	千葉県船橋市葛飾町2-402-3 丸庄ビル1階
株式会社建築構造センター神奈川事務所	神奈川県横浜市西区北幸2丁目3番19号 日総第8ビル8階
株式会社建築構造センター長野事務所	長野県長野市南県町1082番地 KOYO南県町ビル5階

株式会社建築構造センター愛知事務所	愛知県名古屋市中区栄4丁目14番2号 久屋パークビル7階
株式会社建築構造センター三重事務所	三重県四日市市浜田町12番18号 アーク四日市ビル7階
株式会社建築構造センター山陰事務所	島根県松江市中原町6番地
株式会社建築構造センター岡山事務所	岡山県岡山市北区内山下1丁目3番19号 成広ビル2階
株式会社建築構造センター広島事務所	広島県広島市中区八丁堀15番6号 広島ちゅうぎんビル 704-2号室
株式会社建築構造センター香川事務所	香川県高松市亀井町2-1 朝日生命高松ビル5階
株式会社建築構造センター愛媛事務所	愛媛県松山市三番町7丁目13番13号 ミツネビルディング 601号室
株式会社建築構造センター福岡事務所	福岡県福岡市博多区御供所町1番1号 西鉄祇園ビル3階
株式会社建築構造センター佐賀事務所	佐賀県佐賀市駅前中央1丁目9番38号 SONIC佐賀駅前ビル 704号室
株式会社建築構造センター長崎事務所	長崎県長崎市万才町3番4号 長崎ビル8階
株式会社建築構造センター鹿児島事務所	鹿児島県鹿児島市西千石町11番21号 鹿児島MSビル2階B号室
株式会社建築構造センター沖縄事務所	沖縄県浦添市牧港5丁目6番8号 沖縄県建設会館4階

3 変更しようとする年月日

平成29年12月28日

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成29年12月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ダイレックス大王店

都城市大王町41号8番 外

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

<p>ダイレックス株式会社 代表取締役 貞方宏司 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地</p> <p>3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 ダイレックス株式会社 代表取締役 貞方宏司 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地</p> <p>4 大規模小売店舗の新設をする日 平成30年8月15日</p> <p>5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,648㎡</p> <p>6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 (1) 駐車場の位置及び収容台数 建物南西側 72台 (2) 駐輪場の位置及び収容台数 建物南西側 22台 (3) 荷さばき施設の位置及び面積 建物南東側 52㎡ (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 建物内東側 19.11㎡</p> <p>7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時 (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時30分から午後10時30分まで (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 3箇所 敷地北西側、南西側及び南東側 (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後10時まで</p> <p>8 届出年月日 平成29年12月14日</p> <p>9 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間 (1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター (2) 期間 平成29年12月28日から平成30年5月1日まで</p> <p>10 意見書の提出先及び期間 (1) 提出先 宮崎県商工観光労働部商工政策課 (2) 期間 平成29年12月28日から平成30年5月1日まで</p> <p>11 意見書の記載事項 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。</p> <hr/> <p>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活</p>	<p>環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。 平成29年12月28日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 サンシールさの・コメリH&G門川店 東臼杵郡門川町東栄町四丁目1番地18</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 有限会社サンシールさの 代表取締役 佐野政男 東臼杵郡門川町東栄町四丁目1番地18 株式会社コメリ 代表取締役 捧雄一郎 新潟県新潟市南区清水4501番地1</p> <p>3 変更する事項 (1) 大規模小売店舗の名称 (変更前) サンシールさの (変更後) サンシールさの・コメリH&G門川店 (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前) 有限会社サンシールさの 代表取締役 佐野博明 東臼杵郡門川町東栄町四丁目1番地18 (変更後) 有限会社サンシールさの 代表取締役 佐野政男 東臼杵郡門川町東栄町四丁目1番地18 株式会社コメリ 代表取締役 捧雄一郎 新潟県新潟市南区清水4501番地1 (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前) 有限会社サンシールさの 代表取締役 佐野博明 東臼杵郡門川町東栄町四丁目1番地18 株式会社ユアーズコメヤ 代表取締役社長 河野正則 延岡市中央通り一丁目4の5 有限会社くすりの元気堂 代表取締役社長 堀内正太郎 北諸県郡三股町蓼池4361-1 靴のさいとう 代表者 齊藤猛 東臼杵郡門川町平城西6-22 有限会社松枝酒店 代表取締役社長 松田幸三 東臼杵郡門川町西栄町一丁目5番地4 フラワーショップまつだ 代表者 浅野祐造 延岡市北一ヶ岡3-1-12 (変更後) 有限会社サンシールさの 代表取締役 佐野政男 東臼杵郡門川町東栄町四丁目1番地18 浅野祐造 延岡市北一ヶ岡三丁目1番12号 有限会社松枝酒店 代表取締役社長 松田幸三 東臼杵郡門川町西栄町一丁目5番地4 株式会社コメリ 代表取締役 捧雄一郎 新潟県新潟市南区清水4501番地1 株式会社ユアーズコメヤ 代表取締役社長 河野正則 延岡市中央通り一丁目4の5 齊藤猛 東臼杵郡門川町平城西6番22号</p>
--	---

株式会社マツモトキヨシ 代表取締役社長 大田
貴雄
千葉県松戸市新松戸東9番地1
未定

4 変更の年月日

(1) 大規模小売店舗の名称

平成29年11月1日

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成16年6月1日(有限会社サンシールさの)

平成29年11月1日(株式会社コメリ)

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成30年8月8日

5 変更する理由

テナント入替及び代表者交代のため

6 届出年月日

平成29年12月7日

7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成29年12月28日から平成30年5月1日まで

8 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

平成29年12月28日から平成30年5月1日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成29年12月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンシールさの・コメリH&G門川店
東臼杵郡門川町東栄町四丁目1番地18

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

有限会社サンシールさの 代表取締役 佐野政男

東臼杵郡門川町東栄町四丁目1番地18

株式会社コメリ 代表取締役 捧雄一郎

新潟県新潟市南区清水4501番地1

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 5,207㎡

(変更後) 4,368㎡

(2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

① 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 建物敷地内 316台

(変更後) 建物敷地内 319台

② 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) A棟北東側(駐輪場No.1) 24台

A棟北東側(駐輪場No.2) 45台

B棟北西側(駐輪場No.3) 10台

B棟北西側(駐輪場No.4) 10台

B棟北西側(駐輪場No.5) 10台

B棟北西側(駐輪場No.6) 10台

合計 109台

(変更後) A棟北東側(駐輪場No.1) 18台

A棟北東側(駐輪場No.2) 16台

B棟北東側(駐輪場No.3) 10台

C棟南東側(駐輪場No.4) 10台

C棟東側(駐輪場No.5) 10台

合計 64台

③ 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) A棟南西側(荷さばき施設No.1) 6.00㎡

A棟南西側(荷さばき施設No.2) 6.00㎡

A棟北東側(荷さばき施設No.3) 3.75㎡

A棟南東側(荷さばき施設No.4) 23.35㎡

A棟北西側(荷さばき施設No.5) 45.10㎡

B棟南側(荷さばき施設No.6) 42.50㎡

B棟南東側(荷さばき施設No.7) 8.75㎡

C棟南東側(荷さばき施設No.8) 25.00㎡

合計 160.45㎡

(変更後) A棟北西側(荷さばき施設No.1) 134㎡

B棟南側(荷さばき施設No.2) 78㎡

合計 212㎡

④ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) A棟北西側(廃棄物等保管施設No.1)

26.86㎡

A棟内北東側(廃棄物等保管施設No.2)

20.03㎡

B棟東側(廃棄物等保管施設No.3)

6.48㎡

建物敷地東側(廃棄物等保管施設No.4)

44.46㎡

合計 97.83㎡

(変更後) A棟北西側(廃棄物等保管施設No.1)

40.66㎡

A棟内北東側(廃棄物等保管施設No.2)

18.06㎡

建物敷地東側(廃棄物等保管施設No.3)

5.31㎡

合計 64.03㎡

(3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉

店時刻

- (変更前) 午前 7 時から午後 10 時まで (有限会社サンシールさの)
- 午前 10 時から午後 10 時まで (その他)
- (変更後) 午前 9 時から午後 9 時まで (有限会社サンシールさの (A 棟))
- 午前 9 時から午後 9 時まで (浅野祐造)
- 午前 9 時から午後 9 時まで (有限会社松枝酒店)
- 午前 9 時から午後 8 時まで (株式会社コメリ)
- 午前 9 時から午後 8 時まで (有限会社サンシールさの (C 棟))
- 午前 9 時から午後 7 時まで (株式会社ユアーズ コマヤ)
- 午前 9 時から午後 7 時まで (斉藤猛)
- 午前 9 時から午後 10 時まで (株式会社マツモト キョシ)
- 午前 9 時から午後 10 時まで (小売業者未定)

- ② 来客が駐車場を利用することができる時間帯
- (変更前) 午前 6 時 30 分から午前 0 時 30 分まで
- (変更後) 午前 8 時 30 分から午後 10 時 30 分まで
- ③ 荷さばき施設において荷さばきができる時間帯
- (変更前) 午前 6 時から午後 6 時まで
- (変更後) 午前 6 時から午後 10 時まで

4 変更の年月日

- (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計及び大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
平成 30 年 8 月 8 日
- (2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
平成 29 年 12 月 8 日

5 変更する理由

テナント入替のため

6 届出年月日

平成 29 年 12 月 7 日

7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成 29 年 12 月 28 日から平成 30 年 5 月 1 日まで

8 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

平成 29 年 12 月 28 日から平成 30 年 5 月 1 日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

労働委員会告示

宮崎県労働委員会告示第 3 号

労働関係調整法施行令 (昭和 21 年勅令第 478 号) 第 4 条及び労働委員会規則 (昭和 24 年中央労働委員会規則第 1 号) 第 68 条第 1 項の規定により、宮崎県労働委員会のあっせん員候補者の氏名、閥歴等を次のとおり公表する。

平成 29 年 12 月 28 日

宮崎県労働委員会会長 日野直彦

あっせん員候補者名簿

(五十音順)

(平成 29 年 12 月 18 日現在)

氏名	現職 (又は前職)	委嘱日
有村文雄	労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会宮崎県連合会 顧問	平 29. 8. 21
江藤洋行	労働委員会使用者委員 吉原建設株式会社 顧問	平 29. 8. 21
大森一仁	労働委員会使用者委員 株式会社宮崎信販 代表取締役社長	平 29. 8. 21
奥野厚子	労働委員会事務局 調整審査課長	平 28. 4. 4
金丸憲史	労働委員会公益委員 特定社会保険労務士	平 29. 8. 21
川嶋達朗	労働委員会事務局長	平 29. 4. 4
工藤久昭	労働委員会使用者委員 宮崎県経営者協会 専務理事	平 29. 8. 21
黒木忠博	労働委員会労働者委員 全宮崎交通労働組合連合会 会長	平 29. 8. 21
後藤厚一	労働委員会公益委員 (宮崎県総合博物館長)	平 29. 8. 21
芝三千代	労働委員会使用者委員 社会福祉法人まりあ 副理事長	平 29. 8. 21
外山景一	商工観光労働部 雇用労働政策課長	平 29. 4. 4
中川育江	労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会宮崎県連合会 会長	平 29. 8. 21
日野直彦	労働委員会公益委員 弁護士	平 29. 8. 21
福島昭一	労働委員会労働者委員 全日本自治団体労働組合宮崎県本部 執行委員長	平 29. 8. 21
見戸康人	労働委員会使用者委員 株式会社テレビ宮崎 常勤監査役	平 29. 12. 18
山口弥生	労働委員会公益委員 弁護士	平 29. 8. 21

山 崎 真一朗	労働委員会公益委員 弁 護 士	平29. 8. 21
横 山 節 夫	労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会宮崎県連 合会 顧問	平29. 8. 21
吉 田 寿 生	労働委員会事務局 調整審査課 課長補佐	平28. 4. 4

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第93号

政治資金規正法（昭和23年法律第 194号）第6条第1項、第7条第1項及び第17条第1項の規定により、政党その他の政治団体から設立、異動及び解散の届出があったので、同法第7条の2第1項及び第17条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成29年12月28日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉 瀬 和 明

1 設立届

○政党の支部

(イ) 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類 (第1号)	一以上の市町村等の区域を 単位として設 けられる支部	届出年月 日
希望の党衆議院比例 九州ブロック第一支部	中 山 成 彬	澤 山 信 二	宮崎市清水3-5-6 ヴェレッサ清水2階	衆議院議員	○	平成29年 11月6日

○その他の政治団体

(ニ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
高原町民の会	安 田 時 弘	新 地 敏 文	西諸県郡高原町大字蒲牟田5389番地	平成29年9月6日
温水智久後援会	温 水 智 久	温 水 香 織	都城市都島町 943	平成29年9月21日
中村千佐江後援会	中 村 信 幸	小 野 貴 司	都城市南横市町3684-12	平成29年10月5日
刷新の風	日 高 俊 秀	横 山 育 昭	宮崎市田野町甲2742-7	平成29年10月12日
宮崎未来プロジェクト	梶 常 之	近 藤 浩 美	宮崎市清武町加納甲3004-126	平成29年10月13日
美郷町を語る会	川 村 嘉 彦	甲 斐 憲 一	東臼杵郡美郷町西郷大字田代2191	平成29年10月17日
宮崎県本田あきこ後援会	小 山 明 俊	福 森 一 真	宮崎市丸島町2番5号	平成29年10月26日

2 異動届

○政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異動年月 日
自由民主党高岡支部	蔵 田 広 英	会 計 責 任 者	永 吉 聡	内 村 健 久	平成29年 9月21日
自由民主党えびの支部	蔵 園 晴 美	代 表 者	蔵 園 晴 美	高 牟 禮 宏 邦	平成29年 10月1日

○その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異動年月 日
ばば和久後援会	馬 場 和 久	主たる事務所の所在地	延岡市大貫町3丁目1271 番地 207号	延岡市大貫町3丁目 853 番地 1	平成29年 4月7日
都城歯科医師連盟支部	永 井 省 二	代 表 者	永 井 省 二	田 口 健	平成29年 7月1日
		会 計 責 任 者	濱 田 剛	花 森 武 春	

新しい高原をつくる会	谷 山 天 一	主たる事務所の所在地	西諸県郡高原町大字広原 4938番地29	西諸県郡高原町大字広原 4952番地 240	平成29年 9月10日
		代 表 者	谷 山 天 一	永 住 五 男	
進藤かねひこ都城後援会	松 田 時 夫	会 計 責 任 者	時 任 厚 彰	瀧 澤 正 典	平成29年 10月 1 日
伊東よしろう後援会	伊 東 芳 郎	会 計 責 任 者	入 佐 勇	伊 東 陽 子	平成29年 10月12日
東南起風会	伊 東 芳 郎	主たる事務所の所在地	宮崎市大字恒久 961番地	宮崎市宮田町13-8 田崎 ビル 1階西	平成29年 10月12日
		会 計 責 任 者	入 佐 勇	伊 東 陽 子	
こうづま経信後援会	村 原 國 雄	主たる事務所の所在地	西諸県郡高原町大字西麓 610番地	西諸県郡高原町大字西麓 42番地 3	平成29年 10月24日
博友会	川 野 俊 博	政 治 団 体 の 名 称	博 友 会	ハマちゃんの夢かなえ隊	平成29年 11月 1 日
天照ひむか会	蛭 原 誠	代 表 者	蛭 原 誠	関 拓 三	平成29年 11月 6 日
		会 計 責 任 者	藤 井 真 樹	斧 直 樹	
しんない友靖後援会	内 村 英 夫	主たる事務所の所在地	都城市南鷹尾町18街区23 号	都城市南鷹尾町2197番 1	平成29年 11月 7 日
		代 表 者	内 村 英 夫	松 原 和 巳	
		会 計 責 任 者	中 原 哲 郎	松 永 廣 生	

3 解散届

○政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
日本維新の会衆議院宮崎県第 1 選挙区支部	外 山 齋	平成29年 9 月30日
日本のこころ参議院比例第七支部	中 山 成 彬	平成29年10月 5 日
みやざき維新の会	河 野 正 美	平成29年11月15日

○その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
砂原俊隆後援会	砂 原 俊 隆	平成28年12月 1 日
細田勝後援会	富 永 保 男	平成28年12月31日
民意反映の会	野 辺 修 光	平成29年 9 月 4 日
野辺修光後援会	城 光 也	平成29年 9 月 4 日

宮崎県選挙管理委員会告示第94号

政治資金規正法（昭和23年法律第 194号）第19条第 3 項の規定により、資金管理団体の届出事項の異動及び資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第19条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成29年12月28日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉 瀬 和 明

1 異動届

○その他の政治団体

届出者	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
清 山 知 憲	清山会	主たる事務所の所在地	宮崎市宮田町3-34 一文字ビル 201号	宮崎市中央通り3-51 東京庵ビル4階	平成24年9月1日
		公職の種類	宮崎市長	宮崎県議会議員	平成29年9月8日

2 資金管理団体でなくなった旨の届

○その他の政治団体

届出者	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
野 辺 修 光	民意反映の会	平成29年9月4日

宮崎県選挙管理委員会告示第95号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定により、不在者投票のできる施設として次のとおり指定した。

平成29年12月28日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉 瀬 和 明

名 称	所 在 地	指定年月日
社会福祉法人大淀福祉会 地域密着型特別養護老人ホームわかば	都城市上長飯町2664番地	平成29年12月18日

内水面漁場管理委員会指示

宮崎県内水面漁場管理委員会指示第 146号

漁業法（昭和24年法律第 267号）第67条第1項及び第 130条第4項の規定により、内水面第5種共同漁業権に係る増殖について次のとおり指示する。

平成29年12月28日

宮崎県内水面漁場管理委員会会長 田 代 一 洋

1 増殖義務

平成30年1月1日から同年12月31日までの間に別表の漁業権者の欄に掲げる各漁業権者は、それぞれ別表に定めるところにより増殖を行わなければならない。

ただし、履行が困難な場合等にあつては、他の方法に替えることができる。

2 こい、おいかわ及びうぐいの増殖

1のただし書きにより他の方法に替える場合は、原則として放流に係る経費と同額相当の産卵床造成を行うものとする。

3 実施状況及び実績報告の義務

漁業権者は、平成30年6月30日までに、当該指示内容の実施状況報告書を提出するとともに、平成31年1月31日までに増殖指示完了報告書及び増殖を実施したことを証する書類を提出しなければならない。

4 その他

この指示の実施に関し必要な事項については、委員会が別に定

める。

別 表

漁業権 番 号	河川名	漁 業 権 者	魚種及び数量(増殖行為)														
			あゆ	ふな	うなぎ	やまめ	にじます	おいかわ	うぐい	もくずがに		わかさぎ		こい			
			稚魚 放流 (kg)	稚魚 放流 (尾)	稚魚 放流 (kg)	稚魚 放流 (尾)	稚魚 放流 (尾)	稚魚 放流 (尾)	稚魚 放流 (尾)	天然 種苗 放流 (kg)		人工 種苗 放流 (尾)	稚魚 放流 (尾)	発眼卵 放 流 (万粒)	稚魚放流 相当分 (尾)		
内共第 1号	北 川	代表 東海漁 業協同組合	170	400	18	2,500		1,200			15	又は	3,000				3,900
内共第 2号	祝子川	祝子川漁業協 同組合	156		28	2,000	2,000	2,000			15	又は	3,000				800
内共第 3号	五ヶ瀬川(河口)	代表 延岡 五ヶ瀬川漁業 協同組合	88		20			1,200			10	又は	2,000				
内共第 4号	五ヶ瀬川	代表 延岡 五ヶ瀬川漁業 協同組合	1,108		80	27,200		3,000	8,000		50	又は	10,000				
内共第 5号	五十鈴川	五十鈴川漁業 協同組合	50		36	1,800					5	又は	1,000				2,000
内共第 6号	塩見川	富島河川漁業 協同組合		1,200	15						4	又は	800				1,200
内共第 7号	耳川	代表 耳川漁 業協同組合	126	1,600	174	15,100		1,600			140	又は	28,000	1,100	又は	330	24,000
内共第 8号	石並川	美幸内水面漁 業協同組合	21		16	1,000					20	又は	4,000				
内共第 9号	名貴川	名貴川淡水漁 業協同組合	12		4	400					4	又は	800				
内共第 10号	平田川	平田川淡水漁 業協同組合	4	400	7						6	又は	1,200				4,000
内共第 11号	小丸川	代表 小丸川 漁業協同組合	150		108	12,000		19,000			25	又は	5,000				
内共第 12号	一ツ瀬川	代表 一ツ瀬 川漁業協同組 合	226		160	16,000		22,800			25	又は	5,000				
内共第 13号	石崎川	代表 一ツ瀬 川漁業協同組 合		900	20						5	又は	1,000				7,600
内共第 14号	大淀川	代表 綾漁業 協同組合	458	3,900	457	8,800		17,600	24,000		150	又は	30,000				100,200
内共第 15号	清武川	代表 境川漁 業協同組合	64		40						50	又は	10,000				
内共第 16号	加江田川	木花内水面漁 業協同組合	12		10						25	又は	5,000				
内共第 17号	川内川上流	川内川上流漁 業協同組合	30	600	20	5,000		1,200									10,400
内共第 18号	広渡川	日南広渡川漁 業協同組合	138		41	2,800					300	又は	60,000				12,000
内共第 19号	福島川	串間市淡水漁 業協同組合	25		35	1,000					10	又は	2,000				
内共第 20号	本城川	串間市淡水漁 業協同組合	10		10						5	又は	1,000				
内共第 21号	御 池	小林高原野尻 漁業協同組合	10	500	30			1,200						1,000	又は	300	3,000

<放流する魚種の体長・体重>

- | | | | |
|---------|--------------|----------|---------------------|
| 1. あゆ | 体重 3～10グラム | 6. うぐい | 体重 5グラム以上 |
| 2. ふな | 体重 5グラム以上 | 7. おいかわ | 体重 1グラム以上 |
| 3. うなぎ | 体重 10～100グラム | 8. もくずがに | 体重 20～30グラム(単位:kg) |
| 4. やまめ | 体重 5～10グラム | | 又は甲幅4ミリメートル以上(単位:尾) |
| 5. にじます | 体重 15グラム以上 | 9. わかさぎ | 体重 5グラム以上又は発眼卵 |

正 誤

平成29年12月18日付け県公報（第2955号）中

ページ	段	行	誤	正
2	左	19	都城市	延岡市
2	右	30	都城市	延岡市

--	--